

衛水第 264 号
平成 4 年 12 月 21 日

各都道府県知事殿

厚生省生活衛生局
水道環境部長

水道水質に関する基準の制定について

今般、平成 4 年 12 月 1 日付生活環境審議会答申「今後の水道の質的向上のための方策について（第二次答申）－水道水質に関する基準のあり方－」（別添）に基づき、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条に基づく水質基準に関する省令（昭和 53 年厚生省令第 56 号）以下「旧厚生省令」という。）が廃止され、新たに水質基準に関する省令（平成 4 年厚生省令第 69 号。以下「新省令」という。）及び水道法施行規則等の一部を改正する省令（平成 4 年厚生省令第 70 号）が平成 4 年 12 月 21 日公布され、平成 5 年 12 月 1 日から施行されることとなったほか、水質基準を補完する項目についても新たに定めることとしたので、下記について御了知の上、貴管下水道事業者等に対する周知指導方、よろしく御配意願いたい。

（中途省略）

第 4 留意事項

- 1 検査体制の整備（略）
- 2 水道水質情報の活用（略）
- 3 給水管等に係る衛生対策

給水管等に係る衛生対策については、平成元年 6 月 27 日付厚生省水道環境部水道整備課長通知に示してきたところであるが、新省令の制定により、鉛の基準が 0.1mg/L 以下から 0.05mg/L 以下に改められたこと。

なお、水道水中の鉛濃度の一層の低減化を推進するため、概ね 10 年後の長期的目標を 0.01mg/L 以下とすべきであること。そのため、鉛管の布設替え、pH コントロール、広報活動の実施等に努められたいこと。

- 4 水道水源の保全（略）
- 5 ゴルフ場使用農薬に係る水道水の安全対策（略）

追記

平成 15 年 5 月 30 日に新たに水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号。以下「新基準省令」という。）が公布され「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年 10 月 10 日健発第 1010004 号）が通知されたが、本文は、この通知において平成 16 年 4 月 1 日付けをもって「廃止する」と明記された。